

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

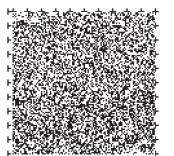
障害のある人もない人も更なる相互理解を深めるとともに、すべての障害者が、自らの特性に合わせて、自らの選択により、より良い生活を求める努力ができ、必要な支援が多様な地域の担い手により提供される共生社会を構築する。

本市の障害福祉が目指すべき方向性は、障害者が、その障害に起因して抱えるすべての生きづらさの解消と、多様性を理解し尊重することができる共生社会の実現です。そのためには、すべての人が障害特性や、障害者が努力をしている姿を理解し、障害者が自らの特性に合わせて、自らの選択により、より良い生活を求める努力ができる環境をつくとともに、その努力を地域のあらゆる住民が、支え手・受け手に分かれるのではなく、地域・暮らし・生きがいをともに創り、高めあうことができる社会を構築していくため、連携して様々な施策に取り組んでいくことが求められています。

本市においては、平成8年度に策定した「障害者福祉推進計画」により、計画的に障害者施策の推進に取組み、平成18年度からは「障害者計画」「障害福祉計画」として、地域での生活の継続が可能となるよう、障害者への支援の充実に努め、着実に障害福祉サービス等が進展してきました。

しかし、共生社会の実現にあたり、障害者一人ひとりに寄り添う相談支援体制の整備、重度若しくは特別な配慮を必要とする障害のある方へのサービス提供体制の整備、社会全体の障害者への理解の不足の解消が、喫緊の課題として顕在化しており、これらの課題に中長期的な視点で対応するため、平成29年4月に「千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針」を策定しました。

第5次となる本計画においては、この中長期指針で示された方向性を踏まえ、その第2段階の実施計画として、障害のある人もない人も更なる相互理解を深めるとともに、すべての障害者が、自らの特性に合わせて、自らの選択により、より良い生活を求める努力ができ、必要な支援が多様な地域の担い手により提供される共生社会の構築を目指します。



2 計画の視点

基本理念を実現するための施策展開に当たっては、次の4つの視点に留意して、取り組むこととします。

①中長期指針を踏まえた将来を見据えた施策展開と利用者本位の支援

平成29年4月に策定した「千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針」において示された方向性を踏まえ、同指針の第2段階の実施計画として、より支援が必要な障害者への施策に重点的に取り組むとともに、相談支援、地域生活支援、保健・医療、教育、生活環境など幅広い分野を対象に、本市の障害者施策の推進の方向及び具体的方策を示す必要があります。

また、市の各分野における施策の企画・立案、実施等の各段階において、共生社会の実現を図るという観点から、各部門がそれぞれの事業について、障害者の高齢化・重度化への対応等、将来を見据えた障害者の視点に立った取組みが必要です。

更に、障害者の視点に立って施策展開するためには、当事者が各施策へ参加、参画することが重要であり、あらゆる機会を捉えて、障害者及び家族等のニーズや意見を、各施策に反映させていくことが必要です。

②ライフステージの全段階での相談とサービスの提供

共生社会を実現するため、障害者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者が必要とするサービスの提供を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくための取組みが必要です。

そのため、相談支援にあたっては、障害種別等によって異なる個々のニーズを的確に把握し、障害者のライフステージの全段階を通じた総合的な支援を行う必要があります。

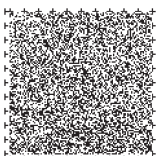
また、サービスの提供にあたっては、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない支援を提供する体制を構築する必要があります。

③誰もが安心して生活し、社会へ参加していくためのバリアフリー化の推進

障害者にやさしい社会は、障害者だけでなく、すべての市民にとってやさしい社会となります。

障害者の社会参加が進むにつれて、私たちの社会にあるバリアが見つかり、これらの地域における障害者の自立や社会参加に係るバリアを一つひとつ無くすことで、すべての市民が自分らしく生活できる共生社会が実現できます。

本市では、障害者への理解の促進や施設・設備の整備といったソフト、ハード両面にわたる社会のバリアフリー化の取組みについて、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定を契機として進めてきましたが、この取組みを更に進める必要があります。

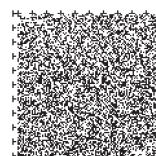


④新しい生活様式の実践

令和2年5月、新型コロナウイルス感染症が流行する中、長期間にわたる感染拡大を防止するため、国から「新しい生活様式」の実践例が示されました。

「新しい生活様式」の実践にあたっては、障害特性の理解も不可欠です。例えば、身体的距離を確保することも、視覚障害者にとって容易ではないこともあります。また、マスクの着用をすれば、聴覚障害者が口話をする妨げになることもあります。更に、手洗いの徹底は、肢体不自由のある身体障害者や知的障害者にとって、支援や工夫がなければ難しいこともあります。

各施策は、「新しい生活様式」を踏まえ推進しますが、いずれの施策についても障害者の視点に立つとともに、障害特性に対して配慮する必要があります。



3 計画の構成

